



財 第 1 3 4 4 号
令和 2 年 9 月 7 日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和 3 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 3 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 稲田
内線 2263

第1 本県の財政状況

1 令和2年度の財政状況

- 歳入面では、県税収入について、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の減少や消費活動の落ち込みから、現時点で、当初予算に対して、県税と地方譲与税を合わせて900億円規模の減収を見込んでいる。
- また、歳出面でも、新型コロナウイルス感染症対策に加え、今後も頻発化・激甚化が懸念される自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性があり、一層慎重な財政運営を行っていかねばならない。

2 令和3年度の財政見通し

- 県税収入については、感染症影響の長期化により、企業収益は更に減少し、消費活動の自粛が続く上に、個人所得も減少することなどから、令和2年度を下回るものと見込んでいる。これに伴い、地方交付税及び臨時財政対策債は増額となる見通しである。
- また、令和2年度の臨時的な財源（減収補填債等の発行による前年度からの財源活用や財政調整基金の取崩し）は特例的な対応であったため、これを除くと、歳入全体としては大幅な減額の見通しである。
- 一方、歳出面では、介護・医療・児童関係費や教育施設等の公共施設の更新などに係る経費が増額となる見込みである。
- 以上のことから、令和3年度は、現段階で概ね1,100億円の財源不足が見込まれている。また、今後の感染状況などによっては、更なる税収減や追加の財政需要が見込まれるため、本県財政は、危機的な状況にある。
- これまで、幾度となく財政危機に直面してきたが、施策・事業の見直しに加え、緊急的な財政対策として、補助金の削減や職員数の削減、県有財産の売却などの量的削減を行うことで乗り越えてきた。
しかしながら、質の高い県民サービスの提供が求められる中、こうした量的削減を中心とした緊急的な財政対策により、再び大幅な歳出削減・歳入確保を行うことは、かなりのレベルまでスリム化が進んだ現状では困難である。
- したがって、令和3年度当初予算について、抜本的な施策・事業の見直しを徹底することはもちろんのこと、令和2年度の予算執行についても、中止も含めた節減・抑制を行うことなどにより、財源確保の取組を強力に推進していく必要がある。

第2 予算編成方針

- 新型コロナウイルス感染症については、感染症の拡大等先行きが不透明であり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、引き続き、医療提供体制の維持や県内経済の着実な回復に向けた施策を的確に、かつ、スピード感を持って実施する必要がある。

- 一方、「かながわランドデザイン 第3期実施計画」に掲げるプロジェクトについては、新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備のため、例外なく見直しを行った上で、「新たな日常」の考え方を踏まえた施策展開をしていく必要がある。
- このように、厳しい財政状況の中にあっても、必要な施策を着実に推進することで、すべての県民にとって安全・安心な日常を取り戻すため、各局長は、以下に示す8つの視点を徹底して予算を要求すること。
なお、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- 県民の生命、雇用、事業と生活を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現に向け、感染症拡大防止対策や経済・社会対策に必要な事業を精査した上で要求すること。
- なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、現時点で予測可能な範囲での予算編成となることから、翌年度の感染拡大の状況等により、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応する。

2 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制の維持や県内経済の回復に向けた支援などに注力することから、これまで実施してきたスクラップ・アンド・ビルドを更に徹底し、限られた人的資源や財源を新型コロナウイルス感染症への対応に重点的に配分する必要がある。
- そこで、新型コロナウイルス感染症への対応及び県民生活に直結する事業を除く施策・事業のうち、県主催イベント等及び海外視察・国外派遣は原則中止又は延期するとともに、不急の建設事業などについて、中止や延期を含めた見直しを行うこと。
なお、中止・延期としない事業についても、業務プロセスや手法が適切であるかといった視点で業務の簡素化等の見直しを行うこと。
- 予算計上を先送りした事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が終息に向かうなど、事業実施の環境が整った場合には、補正予算措置等を講じる。

3 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方に基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標等を踏まえ、事業の成果を徹底的に検証し、より効果的な施策・事業を構築すること。

4 財源の重点的配分

- 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。

5 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。
- 特に新型コロナウイルス感染症対策については、現時点で国の予算編成などの動向が把握できていないため、一層の情報収集に努めるとともに、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

6 歳入の確保

- 「第2期 行政改革大綱」において、「収入確保のための取組を推進する」とされていることを踏まえ、民間資金や寄附金の確保及び県有施設の有効活用等に積極的に取り組むこと。
- また、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金・補助金は積極的に活用すること。

7 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

8 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和3年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- なお、細部については、別途通知する「令和3年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「令和3年度予算編成基準」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。